

第百二十回国会 参議院 法務委員会 會議録 第二号

平成三年二月二十一日(木曜日)

午後零時三十分開会

委員の異動

十二月十九日

辞任

藤田 雄山君

補欠選任

山本 富雄君

辞任

山岡 賢次君

補欠選任

井上 裕君

二月二十日

辞任

齋藤 十朗君

補欠選任

井上 章平君

山本 富雄君

山田耕三郎君

真島 一男君

高井 和伸君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

法務大臣

法務大臣

法務大臣

吉川 芳男君

左藤 恵君

高井 和伸君

○委員長(矢原秀男君) 検察及び裁判の運営等に関する調査を議題といたします。

去る一月九日、山岡賢次君が委員を辞任され、その補欠として井上裕君が選任されました。

また、昨日、山田耕三郎君、齋藤十朗君及び山本富雄君が委員を辞任され、その補欠として高井和伸君、井上章平君及び真島一男君が選任されました。

○委員長(矢原秀男君) 検察及び裁判の運営等に関する調査を議題といたします。

まず、法務行政の基本方針について、左藤法務大臣から所信を聴取いたします。左藤法務大臣。○国務大臣(左藤恵君) 委員長を始め委員の皆様には、常日ごろ法務行政の運営につきましまして、格別の御尽力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

このたび、図らずも法務大臣を拝命いたしました。湾岸戦争を始め内外にわたり極めて困難な問題が山積しております。この時期に法務行政を担当することになり、その職責の重大であることを痛感しております。

この機会に、法務行政に関する所信の一端を申し上げます。

まず、委員各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

申すまでもなく、法務行政に課せられた使命は、法秩序の維持と国民の権利の保全にあると考えております。国民生活の安定を確保し、国家社会の平和と繁栄を図るためには、その基盤ともいえるべき法秩序が揺るぎなく確立され、国民の権利がよく保全されていることが極めて肝要であると存ずるのであります。

私は、こうした認識のもとに、法務行政の各分野にわたり、遺漏なきよう全力を尽くしてまいりたいと存じております。

以下、当面の重要施策について申し上げます。

第一は、治安の確保及び法秩序の維持についてであります。

最近における犯罪情勢は全般的にはおおむね平穏に推移していると認められるのでありますが、政治、経済、社会その他あらゆる分野における著しい変容と国民の意識の変化を反映して、その手段態様は複雑多様化、悪質巧妙化、広域化、国際化の傾向を一段と強めており、その動向には厳に警戒を要するものがあります。

私は、このような情勢のもとで、各種犯罪事象に的確に対処し、国民の期待と信頼にこたえるため、検察態勢の一層の整備充実を図るとともに、関係諸機関との密接な連絡協調のもとに、検察権が適正妥当に行使されるよう配慮し、さらに、具体的事件を通じて刑事司法に関する国際協力を促進し、もって、時代の要請に即応した良好な治安

の確保と法秩序の維持に努めてまいっている所存であります。

なお、これに関連して罰金の額等の引き上げについて一言申し上げます。

刑法その他の刑罰法規に定められた罰金及び料金の額等につきましては、昭和二十三年に制定され、同四十七年に改正された罰金等臨時措置法によることとされておりましたところ、同法が改正されてから既に約十九年が経過し、この間、消費者物価は約二・五倍に、労働者賃金は約三・五倍に上昇しており、このような状況のもとにおきまして刑法その他の刑罰法規に定める罰金・料金の額等を現行のままにとどめておくことは、これら財産刑の刑罰としての機能を低下させるばかりでなく、刑事司法の適正な運営を阻害するおそれもなくない状況に立ち至っているものであります。

そこで、罰金・料金の額等を現在の経済事情に適合したものに改定するため、罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案を今国会に提出したところであります。

第二は、犯罪者及び非行少年に対する矯正処遇と更生保護についてであります。

犯罪者及び非行少年の社会復帰及び再犯防止につきましましては、国民各層の幅広い参加、協力を求めながら、刑務所、少年院等矯正施設における施設内処遇と更生保護機関による社会内処遇を一層充実強化し、相互の有機的な連携を図る等、社会情勢、犯罪情勢の変化に即応した有効適切な処遇及び措置を実施してまいりたいと考えております。

中でも、これら施設内処遇及び社会内処遇を通して、篤志面接委員、教師、保護司、更生保護会、更生保護婦人会等の民間篤志家、団体につきましましては、犯罪者の立ち直りや犯罪のない明るい社会のために多大な貢献をされているのでありまして、その育成、助長について、さらに意を用いて

まいりたいと考えております。

なお、監獄法の全面改正を図るための刑事施設法案につきましては、第百八回国会に再提出されました後、継続審議の扱いとなっておりまして、第百十七回国会におきまして衆議院の解散に伴い廃案となったのであります。しかし、その早期成立を図る必要性はいささかも変わっておりませんので、今国会に法案を再提出いたすべく所要の検討を行っているところであります。

第三は、一般民事関係事務の処理、訟務事件の処理及び人権擁護活動についてであります。

一般民事関係事務は、登記事務を初めとして量的に逐年増大するとともに、社会経済生活の多様化を反映して複雑困難の度を強めてきております。特に、登記事件は、経済規模の拡大、公共事業の活発化等に伴い増加の一途をたどっており、今後ともこの傾向はなお一層進むものと考えられるところであります。そこで、昭和六十年度に創設された登記特別会計の趣旨に即して、昭和六十三年十月、東京法務局板橋出張所において、コンピュータによる登記事務処理を開始し、以後、順次全国に展開を図っているところであります。

しかし、コンピュータ化を円滑に推進するためには、移行作業要員の確保が必要不可欠であり、またコンピュータ化の完了までには相当期間を要すると考えられますので、その間、増加する登記事件を適正迅速に処理するための要員が必要であり、職員の増員を図るなど適正迅速な事務処理体制の確保を図ってまいりたいと考えております。

民事関係の立法につきましては、法制審議会の各部会におきまして調査、検討を進めているところでありまして、民法部会における借地・借家法の改正につきましては、昭和六十年から審議が続けられ、本年二月、答申が得られましたので、改正のための法案を今国会に提出したいと考えております。

次に、訟務事件の処理についてであります。最近の訟務事件は、近年における科学技術の進歩

や、国民の権利意識の高揚などを反映して、集団化、大型化するとともに、最先端の知識、技術に関連するなど、複雑、困難なものとなっており、また、これらの訴訟は、全国各地の裁判所に多数の原告団を擁して提起される傾向にあり、訴訟の結果いかに国の政治、行政、財政、経済等の各分野に多大な影響を及ぼすものが少なくありませんので、訟務事務処理体制の一層の充実強化を図り、もって適正、円滑な事件処理に万全を期してまいりたいと考えております。

また、人権擁護行政につきましては、各種の広報活動によって国民の間に広く人権尊重の思想が普及高揚するように努めるとともに、具体的な人権に関する相談や人権侵害事件の調査、処理を通じて関係者に人権意識を啓発し、被害者の救済にも努めているところであります。

中でも、我が国社会の国際化に伴う人権問題、部落差別を初めとするもろもろの差別問題、子供をめぐるいじめ、体罰問題につきましては、法務省といたしまして、関係省庁と緊密な連絡をとりながら、一層啓発活動を充実強化してまいりたいと考えております。

第四は、出入国管理事務の処理についてであります。

在日韓国人三世の法的地位等の問題につきましては、かねてより日韓両国間において累次の協議が行われてまいりましたが、本年一月の海部総理大臣の訪韓の際決着を見たところであり、この結果を踏まえて、出入国管理及び難民認定法の特別法案を今国会に提出したいと考えております。

在日韓国人問題に關係する外国人登録制度につきましましては、日韓両国間において今般決着を見たところに基づいて今後二年以内に指紋捺捺にかかわる措置を実施することができるよう、所要の改正法案を次期通常国会に提出したための準備を鋭意進めているところであります。

また、我が国を訪れる外国人の数は著しく増大し、その在留の形態もますます多様化しつつありますが、このような情勢の変化に的確に対応する

ため、昨年六月一日から出入国管理及び難民認定法の改正法を施行したところであり、新しい法制度のもとにおける出入国管理行政の適切な運営について今後とも努力してまいりたいと考えております。

改正入管法のもとで新たに規定された出入国管理基本計画につきましては、最近の外国人の出入国の動向を踏まえ、中長期的な観点から検討を進めているところであり、本年秋ごろにはこれを策定し公表する考えであります。

さらに、出入国管理体制につきましては、諸外国との間の人的往来が今後ますます活発化し、業務量の大幅増大が見込まれることから、今後の業務量の増大に対処するための要員及び施設の確保等、その一層の充実強化に努めてまいりたいと考えております。

第五は、司法試験制度の改革についてであります。

司法試験は、近年、その合格までに極めて長期間を要する現状になっており、その結果、法曹の後継者を適切に確保し、養成する上で、多くの深刻な問題を生じております。

この現状を改めるため種々の検討及び関係方面との意見調整を行ってまいりましたが、昨年十月に、当面緊急の改革案について法曹三者の基本的合意が成立いたしました。その内容は、長期間の受験による合格の可能性を残しつつ、すべての受験者について、短期間の受験による合格の可能性を大きく拡大し、すぐれた、多様な人材を法曹界に適正に確保しようというものであります。この改革案は、司法試験制度の問題点を相当程度改善する効果があるものと考えており、これを可及的速やかに実現するべく、今国会において司法試験法の改正法案を提出したいと考えております。

以上、法務行政の重要施策につきまして所信の一端を申し述べましたが、委員長を始め委員各位の御協力、御支援を得まして重責を果たしたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○委員長(矢原秀男君) この際、吉川法務政務次官から発言を求められておりますので、これを許します。吉川法務政務次官。

○政府委員(吉川芳男君) このたび法務政務次官に就任いたしました吉川芳男であります。

時局柄大任ではあります。左藤法務大臣のもとに補佐役として、時代に即応した法務行政の推進のため、微力ではあります。最善を尽くしてまいりたいと存じます。

何とぞよろしく御指導、御鞭撻のほどをお願い申し上げます。

○委員長(矢原秀男君) 次に、平成三年度法務省及び裁判所関係予算について説明を聴取いたします。まず、木藤法務大臣官房会計課長。

○政府委員(木藤繁夫君) 平成三年度法務省所管の予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、法務省所管の一般会計予算額は四千八百六億六千万円であり、登記特別会計予算額は一千三百六十一億二千八百万円でありまして、その純計額は五千五百五十二億二千百万円となっております。この純計額を平成二年度補正後予算額五千二百七十二億八千二百万円と比較しますと二百三十九億二千百万円の増額となっております。

次に、重点事項別に予算の内容について、御説明申し上げます。

まず、定員の関係であります。前年度定員と比較いたしますと純増七十六人となっております。

平成三年度の増員は、新規四百六十七人と部門間配置転換による振りかえ増員三十四人とを合わせ、合計五百一人となっております。

その内容を申し上げますと、一、検察庁における特殊事件、財政経済事件、公安労働事件等に対処するとともに、公判審理の迅速化を図るため百六人。二、法務局における登記事件、訟務事件及び人権擁護関係の事件に対処するため、登記特別

会計の百六十二人を含め百六十七人。三、刑務所

における保安体制、分類体制及び医療体制の充実を図るため百六十一人。四、少年院及び少年鑑別所における処遇体制の充実を図るため四十四人。五、保護観察活動等の充実を図るため十八人。六、出入国審査及び在留資格審査等の業務の充実を図るため四十八人。七、公安調査活動の充実強化を図るため五人。八、法務本省における出入国管理政策等の充実強化のため二人となっております。

他方、減員は、昭和六十一年八月の閣議決定に基づく「定員削減計画（第七次）」の実施についてによる平成三年度定員削減分として四百二十五人を削減することとなっております。

次に、主要事項の経費について御説明申し上げます。

第一に、法秩序の確保につきましては、二千七百三十一億五千四百万円を計上し、前年度補正後予算額と比較しますと八十一億一千四百万円が増額となっております。

その内容について申し上げますと、まず、検察庁関係では、検察活動の充実を図る経費として八百五十一億一千万円を計上しております。

矯正施設関係では、刑務所等矯正機能の充実を図るため一千五百六十九億七千万円を計上しております。この経費の中には、被収容者の処遇の確保のための生活用品、日用品の改善及び食糧費の単価改定等に要する経費を含んでおります。

更生保護関係では、保護観察の充実を図る経費として百四十二億七千万円を計上しております。

訟務関係では、国の利害に係る争訟事件の処理経費として十二億六千四百万円を計上しております。

公安調査庁関係では、公安調査活動の充実を図る経費として百五十六億二千万円を計上しております。

第二に、国民の権利保全の強化につきましては、一般会計で八百億七千五百万円を計上し、前年度補正後予算額と比較しますと三十二億四千九百万

円の増額となっております。

その内容について申し上げますと、まず、登記関係では、登記事務費として六百五十五億三千二百万円を計上しております。この登記事務費は、登記事務を円滑、適正に処理するために設けられている登記特別会計の財源の一部として繰り入れるための経費であります。

法務局のうち登記を除く関係では、国籍、戸籍等の事務処理の充実を図る経費として百三十六億二千二百万円を計上しております。また、人権擁護関係では、地域改善対策としての啓発等権利擁護活動の充実を図るため九億二千百万円を計上しております。

第三に、非行青少年対策の充実につきましては、一部法秩序の確保と重複しておりますが、四百一十二億九千八百万円を計上し、前年度補正後予算額と比較しますと十一億三千二百百万円の増額となっております。

その内容について申し上げますと、青少年検察の充実経費として十四億三千八百万円、少年院教化活動の充実経費として百八十七億三千百万円、少年鑑別所業務の充実経費として九十一億九百万円及び青少年保護観察の充実経費として百三十億二千百万円をそれぞれ計上しております。

第四に、出入国管理業務の充実につきましては、百六十一億七千九百万円を計上し、前年度補正後予算額と比較しますと五億二千百万円の減額となっております。

なお、前年度に比較して減額となっておりますのは、前年度限りの登録証明書大量切りかえ経費等について十九億七千九百万円の減額が生じたことによるものでありまして、この要素を除いた実質比較を行いますと十四億五千八百百万円の増額となっております。

その内容について申し上げますと、出入国及び在留管理業務の充実経費として十六億九百万円、外国人登録事務処理経費として二十九億七千九百万円等を計上しております。

第五に、施設の整備につきましては、老朽、狭

隘化が著しい基幹の大江刑施設、拘留支所の継続整備及び出入国管理局関係施設を含めた法務省の庁舎、施設を整備するための経費として百五十一億八千五百万円を計上し、前年度補正後予算額と比較しますと十六億一千二百百万円の増額となっております。

第六に、登記特別会計につきましては、総額一千四百二十七億五千五百百万円の歳入、一千三百六十一億二千八百百万円の歳出となっております。

歳出の主な内容としては、登記所等管理経費八百三十五億一千九百万円、登記事務のコンピュータ化計画の推進及び登記簿謄抄本交付事務の適正、迅速化を図る経費三百八十四億三千七百百万円、登記申請事件の審査等経費三十億八千万円、法務局の支局出張所等を整備する施設整備費として九十六億五千七百百万円等をそれぞれ計上しております。

以上、平成三年度法務省所管の予算の概要を御説明申し上げます。

○委員長（矢原秀男君） 次に、町田最高裁判所経理局長。

○最高裁判所長官代理者（町田顯君） 平成三年度裁判所所管歳出予算要求額について御説明申し上げます。

平成三年度裁判所所管歳出予算要求額の総額は二千六百七十五億一千二百六百万円でありまして、これを前年度補正後予算額二千六百八十億二千九百八十七万二千円に比較いたしますと、差し引き五億一千七百八十一万二千円の減少となっております。

これは、裁判費において一千八百二十七万六千円、施設費において六億六千三百三十四万八千円、司法行政事務を行うために必要な庁費等において八億九千五百四十四万四千円が増加し、退職手当等の減少により、人件費において二十億九千四百六十七万六千円が減少した結果であります。

次に、平成三年度歳出予算要求額のうち、主な事項について御説明申し上げます。

まず、民事訴訟事件、民事執行法に基づく執行事件及び工業所有権関係事件の適正迅速な処理を図るため、判事補五人、裁判所調査官二人、裁判所書記官十五人、裁判所事務官四十八人、合計七十人の増員をすることとしております。

他方、定員削減計画に基づく平成三年度削減分として裁判所事務官等三十七人が減員されることとなりますので、差し引き三十三人の定員増となるわけでありまして、

次は、司法の体制の強化に必要な経費であります。裁判運営の効率化及び近代化のため、庁用図書等裁判資料の整備に要する経費として六億八千五百九千円、複写機、計算機等裁判事務能率化器具の整備に要する経費として七億一千七百八十二万七千円、調停委員に支給する手当として五十二億五千七百三十五万三千円。裁判費の充実を図るため、国選弁護人報酬に要する経費として二十四億五千九百五十九万九千円、証人、司法委員、参事員等旅費として七億二千七百一十一万円を計上しております。

また、裁判所施設の整備を図るため、裁判所庁舎の新築、増築等に必要経費として百一億二千九百九十六万七千円を計上しております。

以上が平成三年度裁判所所管歳出予算要求額の概要であります。どうぞよろしく願います。

○委員長（矢原秀男君） 以上で所信並びに予算の説明聴取は終了いたしました。

本件に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十四分散会

十二月二十日本委員会に左の案件が付託された。
一、夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願（第一号）（第一〇号）（第三七号）（第三九号）（第七八号）（第八五号）（第九

請願者 福岡市早良区原七ノ二六ノ二五ノ

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六四号 平成二年十二月十七日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 東京都練馬区高野台三ノ三六ノ一

紹介議員 堂本 暁子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二六七号 平成二年十二月十七日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 横浜市旭区金谷七七六ノ二五

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二〇五号 平成二年十二月十七日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 茨城県笠間市来栖二、三九二 野

紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二一号 平成二年十二月十八日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願 (二通)

請願者 福岡市早良区原七ノ二三ノ三三ノ

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二五号 平成二年十二月十八日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

関する請願

請願者 埼玉県草加市谷塚上町七〇九ノ一
八 石川とみよ 外六名
紹介議員 広中和歌子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二一九号 平成二年十二月十八日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願 (十通)

請願者 横浜市鶴見区下末吉三ノ四ノ五

紹介議員 伊藤進 外九名
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二〇号 平成二年十二月十八日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 横浜市瀬谷区二ツ橋町二七七ノ

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二三四号 平成二年十二月十九日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 横浜市緑区梅が丘二六ノ二 森本

紹介議員 広中和歌子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二三九号 平成二年十二月十九日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 埼玉県飯能市原市場一三ノ四 鹿

紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二四二号 平成二年十二月十九日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 横浜市瀬谷区本郷一ノ四四ノ一
山下康
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二四四号 平成二年十二月十九日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 東京都練馬区関町南四ノ六ノ五

紹介議員 堂本 暁子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二四七号 平成二年十二月十九日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 名古屋市東区泉一ノ二二ノ一 加

紹介議員 前畑 幸子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二五九号 平成二年十二月二十日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 埼玉県新座市石神五ノ三ノ一

紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二七四号 平成二年十二月二十日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 埼玉県和光市白子二ノ一ノ二

紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二八〇号 平成二年十二月二十日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 横浜市緑区梅が丘二六ノ二 森本

第二八五号 平成二年十二月二十日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 名古屋市東区東桜一ノ一〇ノ一七

紹介議員 前畑 幸子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三一八号 平成二年十二月二十一日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 福岡県小郡市小郡六三〇ノ六三

紹介議員 廣中和歌子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三九九号 平成二年十二月二十一日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 東京都立川市羽衣町一ノ一六ノ

紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四〇一号 平成二年十二月二十一日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 奈良県北葛城郡香芝町下田西四ノ

紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四四四号 平成二年十二月二十五日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 東京都杉並区荻窪三ノ一三ノ一五
神谷明美
紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四六九号 平成二年十二月二十五日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願（十通）
請願者 東京都大田区多摩川二ノ二四ノ六
二ノ一七〇三 宮園富美子 外
九名
紹介議員 乾 晴美君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四八六号 平成二年十二月二十五日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 東京都練馬区高野台四ノ二一ノ二
横山ちなぎ
紹介議員 栗森 喬君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四八八号 平成二年十二月二十五日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 名古屋市名東区平和が丘四ノ二八
○ 水野かほる 外二十九名
紹介議員 前畑 幸子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五〇八号 平成二年十二月二十五日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 静岡県富士市大洞一、四五〇 藤
田昌代
紹介議員 池田 治君

第五二九号 平成二年十二月二十六日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 川崎市中原区小杉町二ノ二七六ノ
四一 野上由美子
紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五三二号 平成二年十二月二十六日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 静岡県藤枝市田沼三ノ一三ノ二一
良知小夜美 外四名
紹介議員 山田 勇君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五四六号 平成二年十二月二十七日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 東京都葛飾区東金町二ノ一三ノ二
三ノ五 安藤雪江
紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五五〇号 平成二年十二月二十七日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 千葉県船橋市習志野台四ノ二五ノ
一六 新井美智子

第五七四号 平成二年十二月二十八日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 横浜市泉区緑園七ノ四ノ一七 杉
田政夫 外四名
紹介議員 山田耕三郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五七九号 平成二年十二月二十八日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 東京都豊島区巣鴨三ノ二四ノ一五
宮川淑子 外二十一名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五八二号 平成二年十二月二十八日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 埼玉県浦和市鹿手袋二一九ノ三
馬場洋 外五名
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五八七号 平成三年一月七日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 静岡市漆山二ノ一 町田陽子

第五九〇号 平成三年一月七日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 大阪府吹田市山田東四ノ四一ノ三
ノ一、〇〇七 望月衛子 外二名
紹介議員 山田 勇君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五九一号 平成三年一月七日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 横浜市港北区下田町六ノ三〇ノ一
一ドヌールジュネス二〇一 橋山
典子 外四名
紹介議員 広中和歌子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五九五号 平成三年一月七日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 東京都大田区山王三ノ七ノ八 加
藤美智恵 外四名
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五九七号 平成三年一月八日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 静岡市漆山二ノ一ノ丁ノ四 多久
嶋美紀
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六〇一号 平成三年一月八日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 東京都練馬区豊玉北一ノ一ノ二

紹介議員 アルビオン 小野美咲枝
池田 治君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六〇三号 平成三年一月九日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 静岡市瀬名二七八ノ五 鈴木弘美
紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六〇六号 平成三年一月九日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 千葉県成田市花咲町二六五 大竹
敏夫

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六〇七号 平成三年一月九日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 埼玉県上福岡市駒林四三三ノ一八
山崎正晴

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六一〇号 平成三年一月十日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 静岡市竜南一ノ五九ノ一 大見マン
紹介議員 ショーン〇三 森友美

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六一五号 平成三年一月十日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願 (二通)

請願者 静岡市漆山二ノ一ノGノ三〇一ノ

紹介議員 A 肥田眞理子 外一名
千葉 景子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六一六号 平成三年一月十一日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 横浜市南区六ッ川三ノ一〇二ノ三
筒井剛

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六一七号 平成三年一月十一日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 東京都中野区東中野一ノ四〇 崔
晋也

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六二三号 平成三年一月十四日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 横浜市旭区鶴ヶ峰二ノ七ノ一九
志多伯洋子

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六二四号 平成三年一月十四日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 静岡市漆山二ノ一ノHノ三〇四ノ
A 木村美喜

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六二七号 平成三年一月十六日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 静岡市中吉田五六五ノ七 野原典

紹介議員 子 広中和歌子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六三三三号 平成三年一月十六日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 東京都豊島区池袋一ノ七ノ三二
伊藤裕子

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六三五五号 平成三年一月十七日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 東京都板橋区常盤台一ノ一九ノ七
野崎淑子

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六三八号 平成三年一月十七日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 神奈川県平塚市富士見町八ノ二二
加藤光久

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六三九号 平成三年一月十七日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 東京都港区南青山一ノ三ノ六ノ九
〇四 桃原和子 外一名

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六四一号 平成三年一月十七日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願 (五通)

請願者 東京都武蔵野市境南町一ノ二四ノ
七 小薊米美津子 外四名

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六四五号 平成三年一月十七日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 静岡市羽鳥五六〇ノ五 海野洋子
外三名

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六五二号 平成三年一月十八日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願 (二通)

請願者 神戸市須磨区平田町一ノ七ノ一
船本和男 外一名

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六五四号 平成三年一月十八日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 東京都世田谷区松原一ノ二一ノ二
有末いずみ

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六五七号 平成三年一月十八日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 静岡市南安倍三ノ一〇ノ一 菅沼
恵子

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六六三号 平成三年一月十八日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 静岡市瀬名二〇ノ一四 杉浦美恵
子
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六七四号 平成三年一月十八日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 埼玉県上福岡市駒林四三三ノ一八
山崎重左子
紹介議員 古川太三郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六七九号 平成三年一月十九日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 東京都文京区白山二ノ三五ノ一
呉林なごみ 外三名
紹介議員 肥田美代子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六八一号 平成三年一月十九日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 静岡市羽鳥六四六ノ一八 永橋春
美
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六八九号 平成三年一月二十一日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 静岡市漆山二ノ一 鈴木高代
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六九一号 平成三年一月二十一日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 千葉市高浜四ノ一〇ノ一六 喜田
康哉
紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六九九号 平成三年一月二十一日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 大阪府箕面市外院三ノ一八ノ二八
稲木良昭
紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七〇六号 平成三年一月二十二日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 埼玉県深谷市人見一、八四〇 大
沢兵庫 外五名
紹介議員 広中和歌子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七〇九号 平成三年一月二十二日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 大阪府吹田市藤白台一ノ二ノBノ
三三ノ二〇五 筒井好子
紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七一一号 平成三年一月二十二日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 静岡市上足洗四ノ七ノ八A〇ハウ
ス二〇一 佐藤定子
紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第七二五号 平成三年一月二十三日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願(二通)
請願者 静岡県清水市吉川五三三ノ一 本
多則子 外一名
紹介議員 日下部樞代子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七二八号 平成三年一月二十三日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 静岡市漆山二ノ一ノJノ七 河盛
重造 外九名
紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七三三号 平成三年一月二十三日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 静岡市足久保組三、二七六ノ二
六九 洞口陽子
紹介議員 堂本 暁子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七三七号 平成三年一月二十三日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願(二通)
請願者 埼玉県与野市下落合七ノ七ノ四ノ
一〇二 松本光智子 外一名
紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七六四号 平成三年一月二十四日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願(二通)
請願者 静岡市羽鳥五六〇ノ五 海野充
外一名

紹介議員 日下部樞代子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第七六九号 平成三年一月二十四日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 神奈川県藤沢市鶴沼神明四ノ七ノ
Aノ一〇二 三宅恵子
紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

二月八日予備審査のため、本委員会に左の案件が
付託された。
一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三
号)の一部を次のように改正する。
第一条の表中「六〇三人」を「六〇八人」に改
める。
第二条中「二万四千四百二十六人」を「二万四千
百五十四人」に改める。
附則
この法律は、平成三年四月一日から施行する。
二月八日本委員会に左の案件が付託された。
一、夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の
改正に関する請願(第七七九号)(第七九三号)
(第七九八号)(第八〇二号)(第八〇七号)(第
八〇八号)(第八四一号)(第八四八号)(第八五
七号)(第八七六号)(第八八五号)(第九一
号)(第九一七号)(第九二八号)(第九三二号)
(第九三六号)

第七七九号 平成三年一月二十五日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

第七七九号 平成三年一月二十五日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

第七七九号 平成三年一月二十五日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

第七七九号 平成三年一月二十五日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

第七七九号 平成三年一月二十五日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

第七七九号 平成三年一月二十五日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

第七七九号 平成三年一月二十五日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

第七七九号 平成三年一月二十五日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

関する請願

請願者 東京都目黒区八雲五ノ一ノ二ノ

紹介議員 五〇一 鈴木啓子 外一名

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七九三号 平成三年一月二十五日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願(三通)

請願者 千葉市宮野木町一、五五ノ一二

四 佐藤夏生 外七名

紹介議員 広中和歌子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七九八号 平成三年一月二十五日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 茨城県北相馬郡守谷町守谷甲六四

八ノ一 岩田ひさえ 外十九名

紹介議員 狩野 明男君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八〇二号 平成三年一月二十五日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 鹿児島市下荒田四ノ五〇ノ一〇鹿

大宿舎Aノ二 福永しげ子 外十

九名

紹介議員 井上 吉夫君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八〇七号 平成三年一月二十八日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願(五通)

請願者 大阪府吹田市千里山竹園一ノ一

八ノ二ノ二〇一二木志保 外四

名

紹介議員 井上 哲夫君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八〇八号 平成三年一月二十八日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 静岡市南町一四ノ八 石井まゆみ

紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八四一号 平成三年一月二十九日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 静岡県清水市草薙一、〇三六ノ九

〇 山田恵

紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八四八号 平成三年一月二十九日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 静岡市上足洗一ノ三ノ二三ノ五

尾崎好美 外一名

紹介議員 広中和歌子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八五七号 平成三年一月二十九日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 静岡市伝馬町新田四六ノ八 藤

田一枝

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八七六号 平成三年一月三十日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 静岡市漆山二ノ一 坂本奈奈美

紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八八五号 平成三年一月三十日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 静岡市国吉田一、一八六ノ三 望

月君江

紹介議員 堂本 暁子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第九一七号 平成三年一月三十一日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 東京都目黒区八雲五ノ一ノ二ノ

五〇一 鈴木雅之

紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第九一七号 平成三年一月三十一日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 静岡県清水市能島二〇九 金子真

弓

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第九二八号 平成三年一月三十一日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 横浜市旭区さちが丘一四七清水A

P/Aノ一〇一 黒崎麦子 外七

名

紹介議員 三治 重信君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第九三二号 平成三年一月三十一日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 大阪府吹田市山田西二ノ八ノAノ

一〇ノ二〇五 冠野文 外十九名

紹介議員 白浜 一良君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第九三六号 平成三年一月三十一日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 大阪府箕面市粟生間谷西一ノ四ノ

八ノ五〇二 村上裕子 外十九名

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

二月十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の
改正に関する請願(第九九二号)(第九九八号)
(第一〇二二号)(第一〇四五号)(第一〇五
五号)(第一一五七号)

第九九二号 平成三年二月四日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 静岡市瀬名三、一三六ノ三 渡辺

真理子

紹介議員 堂本 暁子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第九九八号 平成三年二月四日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 千葉市黒砂四ノ一〇ノ一五ノ一〇

一 富山瑠璃 外二名

紹介議員 中西 珠子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一〇二二号 平成三年二月五日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 千葉県銚子市森戸町三五六 成毛

敏夫 外一名

紹介議員 中西 珠子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一〇四五号 平成三年二月五日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 東京都大田区蒲田本町二ノ九ノ一
六 細谷佳邦

紹介議員 栗森 喬君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一〇五五号 平成三年二月六日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 静岡市漆山二ノ一四ノBノ三 堀
越泰雄

紹介議員 広中和歌子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一一五七号 平成三年二月七日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 横浜市神奈川区羽沢町三五三ノ五
六 河村明子

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

二月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件
が付託された。

一、罰金の額等の引上げのための刑法等の一部
を改正する法律案

罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を
改正する法律案

罰金の額等の引上げのための刑法等の一部
を改正する法律

(刑法の一部改正)

第一条 刑法(明治四十年法律第四十五号)の一
部を次のように改正する。

第十五条中「二十円」を「一万円」に改める。
第十七条中「十銭」を「千円」に、「二十円」

を「一万円」に改める。

第二十五条第一項中「五千円」を「五十万円」
に改める。

第九十二条中「二百円」を「二十万円」に改
める。

第九十四条中「千円」を「五十万円」に改め
る。

第九十六条中「三百円」を「二十万円」に改
める。

第九十六条ノ二中「千円」を「五十万円」に
改める。

第九十六条ノ三第一項中「五千円」を「二百
五十万円」に改める。

第九十六条ノ三第二項中「千円」を「二十万
円」に改める。

第九十六条第三号及び第九十七条中「五十万
円」を「十万円」に改める。

第九十七条第二項中「百円」を「十万円」に改
める。

第九十七条第三項中「千円」を「五十万円」
に改める。

第九十七条第四項中「百円」を「十万円」に
改める。

第九十七条第五項中「千円」を「五十万円」
に改める。

第九十七条第六項中「百円」を「十万円」に
改める。

第九十七条第七項中「千円」を「五十万円」
に改める。

第九十七条第八項中「百円」を「十万円」に
改める。

第九十七条第九項中「千円」を「五十万円」
に改める。

第九十七条第十項中「百円」を「十万円」に
改める。

第九十七条第十一項中「千円」を「五十万円」
に改める。

第九十七条第十二項中「百円」を「十万円」に
改める。

第九十七条第十三項中「千円」を「五十万円」
に改める。

第九十七条第十四項中「百円」を「十万円」
に改める。

第九十七条第十五項中「千円」を「五十万円」
に改める。

第九十七条第十六項中「百円」を「十万円」
に改める。

第九十七条第十七項中「千円」を「五十万円」
に改める。

第九十七条第十八項中「百円」を「十万円」に
改める。

第九十七条第十九項中「千円」を「五十万円」
に改める。

第九十七条第二十項中「百円」を「十万円」に
改める。

第九十七条第二十一項中「千円」を「五十万円」
に改める。

第九十七条第二十二項中「百円」を「十万円」
に改める。

第九十七条第二十三項中「千円」を「五十万円」
に改める。

第九十七条第二十四項中「百円」を「十万円」
に改める。

第九十七条第二十五項中「千円」を「五十万円」
に改める。

第九十七条第二十六項中「百円」を「十万円」
に改める。

第九十七条第二十七項中「千円」を「五十万円」
に改める。

第九十七条第二十八項中「百円」を「十万円」
に改める。

第九十七条第二十九項中「千円」を「五十万円」
に改める。

第九十七条第三十項中「百円」を「十万円」に
改める。

第九十七条第三十一項中「千円」を「五十万円」
に改める。

第九十七条第三十二項中「百円」を「十万円」
に改める。

第九十七条第三十三項中「千円」を「五十万円」
に改める。

第九十七条第三十四項中「百円」を「十万円」
に改める。

第九十七条第三十五項中「千円」を「五十万円」
に改める。

第九十七条第三十六項中「百円」を「十万円」
に改める。

第九十七条第三十七項中「千円」を「五十万円」
に改める。

第九十七条第三十八項中「百円」を「十万円」
に改める。

第九十七条第三十九項中「千円」を「五十万円」
に改める。

第九十七条第四十項中「百円」を「十万円」に
改める。

第九十七条第四十一項中「千円」を「五十万円」
に改める。

第九十七条第四十二項中「百円」を「十万円」
に改める。

第九十七条第四十三項中「千円」を「五十万円」
に改める。

第九十七条第四十四項中「百円」を「十万円」
に改める。

第九十七条第四十五項中「千円」を「五十万円」
に改める。

第九十七条第四十六項中「百円」を「十万円」
に改める。

第九十七条第四十七項中「千円」を「五十万円」
に改める。

第九十七条第四十八項中「百円」を「十万円」
に改める。

第九十七条第四十九項中「千円」を「五十万円」
に改める。

第九十七条第五十項中「百円」を「十万円」に
改める。

第九十七条第五十一項中「千円」を「五十万円」
に改める。

第九十七条第五十二項中「百円」を「十万円」
に改める。

第五條第一項中「五千元」を「二百五十万円」に改める。

（刑事訴訟法の一部改正）

第五條 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）の一部を次のように改正する。

第二十八條中「刑法」の下に「明治四十年法律第四十五号」を加え、「乃至第四十一條」を「から第四十一條まで」に、「あたる」を「当たる」に改める。

第五十八條中「左の」を「次の」に、「勾引」を「勾引」に改め、同條第二号中「虞」を「おそれ」に改める。

第六十條第三項中「五百円」を「三十万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）及び経済関係罰則の整備に関する法律（昭和十九年法律第四号）の罪以外の罪については、当分の間、二万円）」に、「あたる」を「当たる」に改める。

第八十九條第一号中「禁錮」を「禁錮」に、「あたる」を「当たる」に改める。

第三百三十三條第一項中「五千元」を「十万円」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第三百三十四條第一項中「五千元」を「十万円」に改める。

第三百三十七條第一項中「五千元」を「十万円」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第三百三十八條第一項中「五千元」を「十万円」に改める。

第三百五十條第一項中「五千元」を「十万円」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第三百五十一條第一項中「五千元」を「十万円」に改める。

第三百六十條第一項中「五千元」を「十万円」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第三百六十一條第一項中「五千元」を「十万円」に改める。

第三百九十九條第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「五百円」を「三十万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律（昭和十九年法律第四号）の罪）」に、「四千元」を「二万円」に、「但し」を「ただし」に改め、同條第二項中「但書」を「ただし書」に改める。

第六十條第三項中「五百円」を「五十万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律（昭和十九年法律第四号）の罪以外の罪については、当分の間、五万円）」に、「あたる」を「当たる」に改める。

第二百八十五條第二項中「五千元」を「五十万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律（昭和十九年法律第四号）の罪）」に、「あたる」を「当たる」に改める。

第三百九十九條第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「五千元」を「五十万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律（昭和十九年法律第四号）の罪）」に、「四千元」を「二十万円」に改める。

第六十條 罰金等臨時措置法（昭和二十三年法律第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二條及び第三條を削る。

第四條第一項中「前條第一項各号に掲げる罪」を「刑法（明治四十年法律第四十五号）、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）及び経済関係罰則の整備に関する法律（昭和十九年法律第四号）の罪」に、「八千元」を「二万円」に、「四千元」を「二万円」に、「但し」を「ただし」に改め、同條第二項中「但書」を「ただし書」に改める。

「ただし書」に、「四千元」を「二万円」に改め、同條第三項中「定」を「定め」に、「但し」を「ただし」に改め、同條を第二條とする。

第五條中「ある」を「いる」に、「基いて」を「基づいて」に、「八千元」を「二万円」に改め、同條を第三條とする。

第六條から第八條までを削る。

（交通事件即決裁判手続法の一部改正）

第七條 交通事件即決裁判手続法（昭和二十九年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「五万円」を「五十万円」に、「附随」を「付随」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第八條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十四條第五項中「定」を「定め」に、「除く外」を「除くほか」に、「禁錮」を「禁錮」に、「十万円」を「百万円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（条例の罰則に関する経過措置）

2 条例の罰則でこの法律の施行の際現に効力を有するものについては、この法律による改正後の刑法第十五條及び第十七條の規定にかかわらず、この法律の施行の日から一年を経過するまでは、なお従前の例による。その期限前にした行為に対してこれらの罰則を適用する場合に、その期限の経過後においても、同様とする。

（罰金の執行猶予の限度に関する経過措置）

3 この法律による改正後の刑法第二十五條の規定は、この法律の施行前にした行為についても、適用する。

（逮捕及び勾留に関する経過措置）

4 この法律の施行前に犯した刑法の罪に係る刑事訴訟法第六十條第三項、第九十九條第一項及び第二百七條の適用については、なお従前の例による。

（罰金及び料料の多額及び寡額に関する経過措置）

5 この法律による改正後の罰金等臨時措置法第二條の規定は、改正前の同法第四條の規定の施行後に制定された法令（この法律の施行の際にまだ施行されていないものを含む。）により新設され、又は改正された罰則についても、適用する。

（罰金及び料料の多額及び寡額に関する経過措置）

（罰金及び料料の多額及び寡額に関する経過措置）

（罰金及び料料の多額及び寡額に関する経過措置）

（罰金及び料料の多額及び寡額に関する経過措置）

（罰金及び料料の多額及び寡額に関する経過措置）

（罰金及び料料の多額及び寡額に関する経過措置）

（罰金及び料料の多額及び寡額に関する経過措置）

（罰金及び料料の多額及び寡額に関する経過措置）

（罰金及び料料の多額及び寡額に関する経過措置）

（罰金及び料料の多額及び寡額に関する経過措置）

（罰金及び料料の多額及び寡額に関する経過措置）

（罰金及び料料の多額及び寡額に関する経過措置）

（罰金及び料料の多額及び寡額に関する経過措置）

（罰金及び料料の多額及び寡額に関する経過措置）

（罰金及び料料の多額及び寡額に関する経過措置）

（罰金及び料料の多額及び寡額に関する経過措置）

（罰金及び料料の多額及び寡額に関する経過措置）

（罰金及び料料の多額及び寡額に関する経過措置）

（罰金及び料料の多額及び寡額に関する経過措置）

（罰金及び料料の多額及び寡額に関する経過措置）

（罰金及び料料の多額及び寡額に関する経過措置）

（罰金及び料料の多額及び寡額に関する経過措置）

（罰金及び料料の多額及び寡額に関する経過措置）

（罰金及び料料の多額及び寡額に関する経過措置）

（罰金及び料料の多額及び寡額に関する経過措置）

（罰金及び料料の多額及び寡額に関する経過措置）

（罰金及び料料の多額及び寡額に関する経過措置）

（罰金及び料料の多額及び寡額に関する経過措置）

（罰金及び料料の多額及び寡額に関する経過措置）

（罰金及び料料の多額及び寡額に関する経過措置）

（罰金及び料料の多額及び寡額に関する経過措置）

（罰金及び料料の多額及び寡額に関する経過措置）

（罰金及び料料の多額及び寡額に関する経過措置）

（罰金及び料料の多額及び寡額に関する経過措置）

（罰金及び料料の多額及び寡額に関する経過措置）

（罰金及び料料の多額及び寡額に関する経過措置）

（罰金及び料料の多額及び寡額に関する経過措置）

（罰金及び料料の多額及び寡額に関する経過措置）

平成三年二月二十六日印刷

平成三年二月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局